

総行福第 2 2 8 号
令和 2 年 8 月 1 4 日

各 都 道 府 県 知 事 殿
(市町村担当課・区政課扱い)

総務省自治行政局長
(公 印 省 略)

地方公務員等共済組合法施行令の一部を改正する政令の公布について (通知)

地方公務員等共済組合法施行令の一部を改正する政令 (令和 2 年政令第 2 4 8 号。以下「改正政令」という。) が本日公布され、地方公務員等共済組合法施行令 (昭和 3 7 年政令第 3 5 2 号。以下「地共済法施行令」という。) の一部が改正されました。

このたびの改正概要は下記のとおりですので、関係事項を貴都道府県内の指定都市を除く市区町村 (一部事務組合を含む。) 並びに市町村職員共済組合及び都市職員共済組合に対し通知の上、その施行に遺漏のないよう願います。

また、厚生年金保険については、厚生労働省から別添のとおり「厚生年金保険法の標準報酬月額等級区分の改定等に関する政令の公布について」 (令和 2 年 8 月 1 4 日付け年発 0 8 1 4 第 1 号) が日本年金機構理事長宛てに通知されておりますので、内容を御確認いただくとともに、貴都道府県内の指定都市を除く市区町村 (一部事務組合を含む。) 並びに市町村職員共済組合及び都市職員共済組合に対し通知の上、その施行に遺漏のないよう願います。

記

第1 標準報酬の区分に関する事項（本則関係）

地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号。以下「法」という。）第43条第4項の規定による改定後の標準報酬の区分について、現行の最高等級（第30級：62万円）の上に、更に1等級（第31級：65万円）を加えるための読替えを規定することとされたこと。（改正政令の規定による改正後の地共済法施行令第21条の4関係）

第2 標準期末手当等の額の最高限度額に関する事項（本則関係）

標準期末手当等の額の最高限度額について、法第44条第3項の規定により読み替えて適用する同条第1項に規定する政令で定める金額は、150万円とすることとされたこと。（改正政令の規定による改正後の地共済法施行令第22条の2関係）

第3 経過措置について（附則第2条関係）

改正政令の施行の前日に地方公務員共済組合の組合員の資格を取得して、同日まで引き続きその資格を有する者（法第144条の2第2項に規定する任意継続組合員を除く。）のうち、令和2年9月の標準報酬の月額が62万円であるもの（当該標準報酬の月額の基礎となった報酬月額が63万5千円未満であるものを除く。）の標準報酬は、当該標準報酬の月額の基礎となった報酬月額を改正政令による改正後の地共済法施行令第21条の4の規定により読み替えて適用する法第43条第1項の規定による標準報酬の基礎となる報酬月額とみなして、同日において地方公務員共済組合が改定するものとし、改定された標準報酬は、令和2年9月から令和3年8月までの各月の標準報酬とすることとされたこと。

施行期日

令和2年9月1日から施行することとされたこと。